

判決年月日	平成29年12月21日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(行ケ)10058号		
<p>○ 名称を「ランフラットタイヤ」とする発明について、優先日当時の当業者の知識を基に引用例2に記載された技術事項を認定し、同発明は、引用例1に記載された発明に、同技術事項を適用することにより、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、進歩性を欠くとした事例。</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第4818272号，無効2015-800144号

### 判 決 要 旨

名称を「ランフラットタイヤ」とする発明に係る被告の特許について、原告から特許無効審判請求がされ、特許庁は、請求項1に係る発明（本件発明）は、引用例1に記載された発明（引用発明）に、引用例2に記載された技術事項（甲2技術）を適用することで、当業者が容易に発明をすることができたものではないなどとして、一部の請求項について不成立審決をした。本判決は、以下のとおり、優先日当時の当業者の知識を基に甲2技術を認定し、本件発明は、引用発明に甲2技術を適用することにより、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、進歩性を欠くと判断した。

#### (1) 甲2技術について

本件特許の優先日当時、当業者は、乱流による放熱効果の観点から、タイヤ表面の凹凸部における、突部のピッチ（ $p$ ）と突部の高さ（ $h$ ）との関係及び溝部の幅（ $p-w$ ）と突部の幅（ $w$ ）との関係について、当然に着目するものである。そして、甲2技術は、凹部の形成により、乱流を発生させ、温度低下作用を果たすものであるから、当業者は、甲2技術の凹部における、突部のピッチ（ $p$ ）と突部の高さ（ $h$ ）との関係及び溝部の幅（ $p-w$ ）と突部の幅（ $w$ ）との関係に着目するというべきである。

そうすると、引用例2には、甲2技術として、放熱効果の観点から、「 $5 \leq p/h \leq 20$ 、かつ、 $1 \leq (p-w)/w \leq 99$ の関係を満たす凹部30」が記載されていると認められる。

#### (2) 容易想到性

引用発明に甲2技術を適用する動機付けは十分に存在する。

そして、本件発明は、凹凸部の構造を、「 $10.0 \leq p/h \leq 20.0$ 、かつ、 $4.0 \leq (p-w)/w \leq 39.0$ 」の数値範囲に限定するものの、当該数値範囲に限定する技術的意義は認められない。よって、引用発明に甲2技術を適用した構成における凹凸部の構造について、パラメータを本件発明の数値範囲に特定することは、数値を好適化したものにすぎず、当業者が適宜調整する設計事項というべきである。